

箱根町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例（令和元年箱根町条例第17号）第2条の規定に基づき設置された箱根町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて箱根町総合計画の策定その他その実施に関する事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、町民及び学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。